

令和4年1月19日

## 教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会



報告事項 (3件)

- (1) 草津市就学援助費給付要綱の一部改正について
- (2) 専決処分について
- (3) 寄付の受け入れ報告について



草津市告示第342号

草津市就学援助費給付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年12月27日

草津市長 橋 川 渉

## 草津市就学援助費給付要綱の一部を改正する要綱

草津市就学援助費給付要綱(平成29年草津市告示第322号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号イ中「学校法人」の右に「(以下「学校法人」という。)」を加える。

第3条の見出し中「および給付対象経費」を「等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 給付対象経費の額は、市長が別に定める。ただし、実費を給付することが望ましいと認められる場合にあっては予算の範囲内で実費を給付することができるものとする。

第4条第1項中「就学援助費給付申請書」を「児童生徒就学援助費給付申請書」に改め、同条第2項中「児童生活就学援助費給付申請書」を「申請書」に改める。

第5条第1項中「別記様式第3号」を「別記様式第4号」に、「就学援助費給付不可決定通知書(別記様式第4号)」を「就学援助費不支給決定通知書(別記様式第5号)」に改め、同条第2項中「別記様式第5号」を「別記様式第6号」に改め、同条第4項中「(別記様式第6号)」を削る。

第8条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる就学援助費の支払いについては当該各号に定めるところによる。

(1) 医療費 受給者が医療券を提出して利用した医療機関からの請求に基づき、医療券と引き換えに当該医療機関へ支払うものとする。ただし、やむを得ず個人負担として支払った医療費については、その者の請求に基づき給付することができるものとする。

(2) 学校給食費 市が指定する口座への振込みにより給付するものとする。

第10条中「援助費」を「就学援助費」に改める。

### 別記様式第1号中

「

#### ○委任状(必須)

①私は、学校給食費に係る援助費の受領等に係る一切の権限を、在籍する学校長に委任します。

②私は、学校徴収金に未納が生じた場合において、就学援助費の受領等に係る一切の権限を、在籍する学校長に委任します。

年　　月　　日

保護者氏名

」を

○委任状および同意欄（必須）

【委任事項】私は、学校徴収金に未納が生じた場合において、就学援助費の受領等に係る一切の権限を、在籍する学校長に委任します。

【同意事項】私は、学校給食費に係る就学援助費について、市が指定する口座へ振込みされることに同意します。

年　月　日

保護者氏名 \_\_\_\_\_

」に改める。

別記様式第2号中「認定申請書」を「給付申請書」に改める。

別記様式第6号を削り、別記様式第5号を別記様式第6号とし、別記様式第4号を別記様式第5号とし、別記様式第3号を別記様式第4号とし、別記様式第2号の次に次の1様式を加える。

## 医療券交付申請書

草津市長 あて

定期健康診断を受診した結果、学校から下記の疾病について治療の指示がありましたので、医療券の発行を申請します。

・太枠の※の部分をご記入ください。

記入日※		年 月 日					
申請保護者	名前		電話番号※		児童生徒との続柄※		
			自宅				
			携帯				
	個人番号(12桁)※						
	住所 〒						
児童 ・ 生徒	社会保険の有無※		名称※				
	有	無	健保	国保	共済	その他	
	名前		生年月日				
	住所 〒		年 月 日				
	学校名		学年		第	学年	
疾病名	該当する疾病を○で囲んでください						
	眼科	トロコーマ				・ 結膜炎	
	皮膚科	はくせん	みずむし	かいせん	のう	しん	膿か疹(とびひ)
	耳鼻科	慢性副鼻腔炎(ちくのう)				・ アデノイド	
	歯科	う歯(むし歯)					
内科・小兒科	寄生虫(虫卵保有を含む)						
受診予定の 医療機関名 ※							

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の草津市就学援助費給付要綱別記様式第1号の規定は、小学校等については、令和4年3月31日までは、なお従前の例による。

草津市就学援助費給付要綱（平成29年告示第322号）新旧対照表

	改正後（案）	現行
○草津市就学援助費給付要綱	○草津市就学援助費給付要綱	平成29年11月9日 告示第322号
第1条 (略)	第1条 (略)	平成29年11月9日 告示第322号
第2条 (略)	第2条 (略)	平成29年11月9日 告示第322号
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)
(3) 児童 次のアまたはイのいいずれかに該当する者をいう。	(3) 児童 次のアまたはイのいいずれかに該当する者をいう。	(3) 児童 次のアまたはイのいいずれかに該当する者をいう。
ア (略)	ア (略)	ア (略)、
イ 草津市に住所を有し、かつ、国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。次号において同じ。）、草津市以外の地方公共団体または学校教育法第2条第1項の学校法人（以下「学校法人」といいう。）の設置する小学校等に在学し、または翌年度に入学を予定する者をいう。	イ 草津市に住所を有し、かつ、国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。次号において同じ。）、草津市以外の地方公共団体または学校教育法第2条第1項の学校法人（以下「学校法人」といいう。）の設置する小学校等に在学し、または翌年度に入学を予定する者をいう。	イ 草津市に住所を有し、かつ、国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。次号において同じ。）、草津市以外の地方公共団体または学校教育法第2条第1項の学校法人の設置する小学校等に在学し、または翌年度に入学を予定する者をいう。
(4) (略)	(4) (略)	(4) (略)
(給付対象者等)		(給付対象者および給付対象経費)
第3条 (略)		第3条 (略)

改正後（案）	現行
<p>2 給付対象経費の額は、市長が別に定める。ただし、実費を給付することが望ましいと認められる場合にあつては予算の範囲内で実費を給付することができるものとする。</p> <p>（給付の申請）</p> <p>第4条 就学援助費の給付を受けようとする者の市長に対し行う申請は、児童生徒就学援助費給付申請書（別記様式第1号）によるものとし、学校長を経由して提出するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、新入学児童生徒学用品費の支給を申請する者の市長に対して行う申請は、前項の申請書に代えて児童生徒就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）給付申請書（別記様式第2号）によるものとし、毎年1月の市長の指定する日までに、市長に提出するものとする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>第4条 就学援助費の給付を受けようとする者の市長に対し行う申請は、就学援助費給付申請書（別記様式第1号）によるものとし、学校長を経由して提出するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、新入学児童生徒学用品費の支給を申請する者の市長に対して行う申請は、前項の児童生活就学援助費給付申請書に代えて児童生徒就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）給付申請書（別記様式第2号）によるものとし、毎年1月の市長の指定する日までに、市長に提出するものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>第5条 市長は、前条第1項または第2項の規定により申請書の提出があつたときは、その内容を審査のうえ給付の可否を決定し、その旨を就学援助費給付決定通知書（別記様式第3号）または就学援助費不支給決定通知書（別記様式第5号）により申</p>

改正後（案）	現行
<p>請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて学校長に通知することができるものとする。</p> <p>2 市長は、給付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは就学援助費支給条件変更通知書（別記様式第6号）により当該受給者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて学校長に通知することができるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前条第3項の規定による医療費の給付の申請書の提出があつたときは、市長はその内容を確認の上、医療券を発行するものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>第6条～第7条 (略) (給付の方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる就学援助費について</p>	<p>申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて学校長に通知することができるものとする。</p> <p>2 市長は、給付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは就学援助費支給条件変更通知書（別記様式第5号）により当該受給者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて学校長に通知することができるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前条第3項の規定による医療費の給付の申請書（別記様式第6号）の提出があつたときは、市長はその内容を確認の上、医療券を発行するものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>第6条～第7条 (略) (給付の方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、医療費に係る就学援助費について</p>

改正後（案）	現行
<p>払いについては当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 医療費 受給者が医療券を提出して利用した医療機関から らの請求に基づき、医療券と引き換えに当該医療機関へ支払うものとす る。ただし、やむを得ず個人負担として支払った医療費につい ては、その者の請求に基づき給付することができるものとす る。</p> <p>(2) 学校給食費 市が指定する口座への振込みにより給付す るものとする。</p>	<p>は、受給者が医療券を提出して利用した医療機関からの請求に に基づき、医療券と引き換えに当該医療機関へ支払うものとす る。ただし、やむを得ず個人負担として支払った医療費につい ては、その者の請求に基づき給付することができるものとす る。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第9条 (略)</p>
<p>3～4 (略)</p> <p>第10条 学校長は就学援助費の対象となっている児童または生 徒が年度の途中において第7条第1項第1号から第4号までのい ずれかに該当し、給付を必要としなくなったときは、直ちに市長 へ報告するものとする。</p>	<p>第10条 学校長は援助費の対象となっている児童または生徒が 年度の途中において第7条第1項第1号から第4号までのいづれ かに該当し、給付を必要としなくなつたときは、直ちに市長へ報 告するものとする。</p> <p>第11条～第12条 (略)</p> <p>第11条～第12条 (略)</p>







改正後 (案)	現行
別記様式第4号	別記様式第4号
<p>様式第4号 (第5条第1項関係)</p> <p>年月日 挑字援助費給付決定通知書</p> <p>あなたから申請のありました挑字援助について、下記のとおり決定しましたので通知します。</p> <p>[REDACTED]</p> <p>学校名 学年・児童生徒名 学年・児童生徒名</p> <p>給付決定結果 給付決定年月日 (地元区分) 4年 月 日 (郵便番号または郵便帳面)</p> <p>(注) 1 他の教員の給付は、給付決定年月日の翌月(その日が月の初日にあたるときはその月)からとなります。 2 次のこととが起こった場合には、学校または教育委員会にお届けください。 ア 印刷口数の変更 イ 变更終了日 3 次の事由が生じたことににより挑字援助の給付を停止した場合は、停止の通知を行います。この場合、この届日にあたるとときはその月)からとなります。 ア 受給終退 イ 児童・生徒の死亡 ウ 市外の学校への転入</p>	<p>様式第4号 (第5条第1項関係)</p> <p>年月日 挑字援助費給付決定通知書</p> <p>あなたから申請のありました挑字援助について、下記のとおり決定しましたので通知します。</p> <p>[REDACTED]</p> <p>6年 月 日</p> <p>学校名 学年・児童生徒名 学年・児童生徒名</p> <p>給付決定結果 給付決定年月日 (地元区分) 6年 月 日 (郵便番号または郵便帳面)</p> <p>(注) 1 他の教員の給付は、給付決定年月日の翌月(その日が月の初日にあたるときはその月)からとなります。 2 次のこととが起こった場合には、学校または教育委員会にお届けください。 ア 印刷口数の変更 イ 变更終了日 3 次の事由が生じたことににより挑字援助の給付を停止した場合は、停止の通知を行います。この場合、この届日にあたるとときはその月)からとなります。 ア 受給終退 イ 児童・生徒の死亡 ウ 市外の学校への転入</p>

改正後 (案)	現行
別記様式第5号	別記様式第5号
<p><b>様式第5号 (第5添付1用印版)</b></p> <p>年度 総合評議会不支給決定通知書</p> <p>あなたから申請があり生じた款項が理由について、下記のとおり決定し生じたので通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p>学校名 草津町立第一小学校</p> <p>決定結果 不支給 (不支給の理由)</p> <p>提出年月日 (西暦表示) 年 月 日 (要件満足した上押印捺入)</p> <p>年 月 日</p> <p>提出年月日 (西暦表示) 年 月 日 (要件満足した上押印捺入)</p> <p>年 月 日</p> <p>提出年月日 (西暦表示) 年 月 日 (要件満足した上押印捺入)</p> <p>年 月 日</p>	
<p>様式第5号 (第5添付2用印版)</p> <p>あなたから申請があり生じた款項が理由について、下記のとおり決定し生じたので通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p>提出年月日 (西暦表示) 年 月 日 (要件満足した上押印捺入)</p> <p>年 月 日</p> <p>提出年月日 (西暦表示) 年 月 日 (要件満足した上押印捺入)</p> <p>年 月 日</p>	

改正後 (案)

別記様式第6号

現行

別記様式第6号

本人確認書(医療機関の印鑑) 医療券交付申請書  
資料取扱  
あくまで  
定期健診券を受診した結果、学校から下記の基準に基づいて該機関の紹介がなされました。IPIC券  
の発行を申請いたします。

年度 郡学援助費支給条件変更通知書

あなたから申請のありました就学援助につきましては、下記のとおり支給条件を変更しましたのでご通報します。

年 月 日

教育委員会 印

児童生徒名

変更年月日 (認定区分) 年 月 日 (変更または審査年月)  
理由

- (注) 1. 变更後の援助額の添付は、認定変更年月日の翌月(その日が月の初日にあたるときはその月)からとします。  
2. 次のこととがおこった場合は、学校または教育委員会におழけください。  
ア 異なりに亘る変更 イ 受給終了  
3. 次の事由が生じたことにより就学援助費の給付を停止した場合は、停止の通知を行います。この場合、被助養の給付の停止は、当該事由が生じた年月日の翌月(その日が月の初日にあたるときはその月)からとします。  
ア 受給終了 イ 先輩・生徒の死亡 ウ IP外の学校への転入

記入日※		宛添番号※		年 月 日		患者登録番号	
名前		性別		年齢		誕生日	
申込保護者		個人番号(12桁)※					
住所		社会医療の有無※		名前		名前	
年 月 日		就学・通学		就学・通学		就学・通学	
先輩・生徒		生徒		生徒		生徒	
学校名		学校名		学校名		学校名	
就学・通学		就学・通学		就学・通学		就学・通学	
提出する書類名		提出する書類名		提出する書類名		提出する書類名	
皮膚科		皮膚科		皮膚科		皮膚科	
耳鼻科		耳鼻科		耳鼻科		耳鼻科	
歯科		歯科		歯科		歯科	
内科・小児科		内科・小児科		内科・小児科		内科・小児科	

参考予定の  
医療機関名  
※

改正後（案）	現行
付 則 (施行期日)	
<p>1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 改正後の草津市就学援助費給付要綱別記様式第1号の規定 は、小学校等については、令和4年3月31日までは、なお従 前の例による。</p>	

指導第11号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項および地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の指定について（昭和62年3月25日議決）第4号の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年12月20日

草津市長 橋川 渉

損害賠償の額を定めることについて

令和2年6月24日午後1時30分頃、草津市矢橋町4番地草津市立老人こども園[■]歳児の保育室において、[■]が、左内太もも辺りに3センチメートル程度の受傷をした事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

記

1 損害賠償の額

116, 525円

2 損害賠償の相手方

## 寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価 円	価格 円	住所・氏名 等	寄付年月日	受納場所
CO2モニター	3		23,760	草津市下物町	R3年	常盤小学校
手指消毒用アルコール	4		6,240	常盤学区更生保護女性会 子どもクラブ 田中 和美	12月17日	
小計			30,000			
合計			30,000			

